

稲城市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市内の狭あい道路を拡幅整備するために必要な事項を定め、安全で住みよい街づくりに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 「狭あい道路」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という。)第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路(以下「2項道路」という。)かつ、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市がその路線を認定した道路

イ 市長が特に拡幅整備を必要と認める道路

(2) 「建築物」とは、法第2条第1項第1号に掲げる工作物をいう。

(3) 「建築主等」とは、法第2条第1項第16号に掲げる者及び土地又は建築物の所有者をいう。

(4) 「後退用地」とは、既存道路の境界線と2項道路の境界線又は市長が特に必要と認める道路の境界線との間に存する土地をいう。

(5) 「隅切り用地」とは、東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条の規定により建築制限を受ける部分の土地で二辺が狭あい道路又は一辺が狭あい道路に交わるものをいう。

(6) 「後退線」とは、後退用地又は隅切り用地(以下「後退用地等」という。)の境界線をいう。

(事前協議)

第3条 建築主等は、次の各号のいずれかに該当するときには、狭あい道路拡幅整備協議申し出書(第1号様式)を市長に提出し、事前に後退線の確認及び後退用地の扱いについて市長と協議をしなければならない。

(1) 狭あい道路に接する土地に建築物を建築しようとする場合に、建築物を後退線上まで後退して構築するとき。

(2) 狭あい道路に接して建築されている建築物を改築等により後退線上まで後退しようとするとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査の上、その承諾又は不承諾を決定し、申請者に狭あい道路拡幅整備協議申し出における承諾通知書(第2号様式)にて通知する。

3 市長は、前項の審査において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを承諾してはならない。

(1) 無償貸与に係るものであって、後退用地等の分筆が完了していないとき。

- (2) 後退用地等に係る土地の境界確定作業が完了していないとき。
- (3) 後退用地等が傾斜地などで道路として整備することが困難なとき。
- (4) 後退用地等について、第三者が権利を有するとき。ただし、所有権移転登記の日の前日までに一切の権利を消滅させることができる場合を除く。

(後退用地等の寄附等)

第4条 土地所有者は、前条の事前協議完了後、後退用地等を市に寄附又は無償貸与の申請をすることができる。

- 2 後退用地等を寄附する場合にあっては、測量及び分筆登記を市が行うこととする。

(後退用地等の寄附等の手続)

第5条 土地所有者は、後退用地等を市に寄附又は無償貸与の申請をするときは、後退用地等寄附申請書（第3号様式）又は後退用地等無償貸与申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による後退用地等の寄附又は無償貸与の申請があったときは、その内容を審査の上、その承諾又は不承諾を決定し、申請者に後退用地等寄附・無償貸与決定通知書（第5号様式）にて通知する。

(後退用地等の整備)

第6条 市長は、前条により承諾した場合、後退用地等を整備するものとする。

- 2 後退用地内等の物件については、建築主が工事着手前までに移転又は除却を行うものとする。

(助成金)

第7条 市長は、建築主等が後退用地内等の物件の移転又は除却を行ったときに東京都補償算定要領等を準用して算定した額又は建築主等が工事に要した額のうちいずれか低い額を予算額の範囲内で助成することができる。ただし、助成金の上限は30万円とする。

- 2 前項に規定する助成を受けようとする建築主等は、物件の移転又は除却を行う前に移転等工事費助成申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 助成の対象は、門・塀・擁壁等で建築物及び土地の附加物は除くものとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(助成金等の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、移転等工事費決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する助成額の算定及び建築主等が工事に要した額の確認が完了し助成額が決定したときは、助成金額決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(奨励金)

第9条 市長は、第4条第1項の規定により隅切り用地を寄附した者に対してその内容を審査の上、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。

2 前項に規定する奨励を受けようとする土地所有者は、第5条に規定する手続が完了した後、隅切り用地寄附にかかる奨励金申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 奨励金の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

4 市長は、前項に規定する奨励金額が決定したときは、奨励金額決定通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第10条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する者については、上記の規定を適用しないものとする。

(1) 国、地方公共団体又はこれらが出資して設立した公社もしくは機構等

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により開発行為の許可を受けた者

(3) 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

付 則

この要綱は、平成 3年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成12年11月 8日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表（第9条第3項関係）

区 分	奨 励 金 額
隅切り用地の寄附	隅切り用地における固定資産税評価額1㎡当たりの金額の2分の1の額に当該隅切り用地の面積を乗じて算出することとする。

備考：本奨励金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。